
地域生活支援事業

日中一時支援事業（日中短期入所型） に関する資料

目次

1	日中一時支援（日中短期入所型）事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
2	日中一時支援（日中短期入所型）事業の対象者・・・・・・・・・・・・・	P. 1
3	障害福祉サービス等との併給関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
4	利用日数の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
5	支給量の上限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2

※ 本資料は、加古川市における日中一時支援事業（日中短期入所型）に関する基準をまとめたものです。

※ 今後の法令通知や社会情勢等により、変更することがあります。

平成 25 年 4 月 1 日
加古川市 障がい者支援課

1 日中一時支援（日中短期入所型）事業の内容

日中一時支援（日中短期入所型）事業は、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、必要な保護を行うものです。

2 日中一時支援（日中短期入所型）事業の対象者

日中一時支援（日中短期入所型）の対象者は、加古川市に居住地を有する人（※1）で、次のいずれかに該当する人です。

- （1）身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者（児）。
- （2）療育手帳の交付を受けている知的障がい者（児）。なお、療育手帳は交付されていないが、知的障害者更生相談所（児童の場合は、こども家庭センター）において、知的障害の判定を受けた人を含みます。
- （3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。なお、精神障害を事由とする年金（国民年金、厚生年金など）受給者や自立支援医療（精神通院医療）受給者も含みます。
- （4）対象疾患（難病）による障がい者（児）。なお、申請時には対象疾患にかかっている証明書（医師の診断書、特定疾患医療受給者証等）が必要になります。

《留意点》

※1 居住地を有する人の考え方について

日中一時支援（日中短期入所型）事業のサービスを受けることができる人は、加古川市に居住地を有する人とすることから、居住地特例（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第19条第3項）により、加古川市の援護を受けて、加古川市外の施設・グループホーム等に入所・入居している人については、原則として日中一時支援（日中短期入所型）事業の対象となりません。ただし、当該施設・グループホーム等の所在する市町村において、日中一時支援（日中短期入所型）事業のサービスを受けられない場合については、この限りではありません。

なお、施設入所者の日中一時支援（日中短期入所型）事業の利用については、「3 障害福祉サービス等との併給関係」の規定によります。

3 障害福祉サービス等との併給関係

（1）障害福祉サービスとの併給関係

施設入所支援、療養介護、共同生活介護、共同生活援助の支給決定を受けている人については、原則として日中一時支援（日中短期入所型）を支給できません。

ただし、入所者が加古川市内の自宅等に一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されますが、特に必要と認める場合においては、障害福祉サービスに係る報酬が全く算定されない期間中に限り、日中一時支援（日中短期入所型）を支給することができます。

(2) 介護保険法に基づくサービスとの併給関係

介護保険法に基づく要介護認定を受け、短期入所等を受けることができる人は、原則として日中一時支援（日中短期入所型）を支給できません。

また、介護保険の施設サービスの利用者についても、原則として日中一時支援（日中短期入所型）を支給できません。

4 利用日数の計算方法

利用日数は下記により計算します。

1日の利用時間	利用日数
4時間未満	0.25日
4時間以上8時間未満	0.5日
8時間以上	0.75日

※1日に複数回利用した場合は、利用時間を合計し、計算することとなります。

5 支給量の上限

支給量の決定にあたっては、障がい者（児）本人又はその家族より介護者の状況等について聞き取りの上、下記に規定する支給量の範囲内で決定します。

ただし、介護者の怪我や疾病等により障がい者（児）の介護が困難な場合、特に必要と認められる方については、下記の規定に関わらず支給決定することができます。

(1) 基本支給量の上限

対象者	上限支給量
下記以外の者	3日/月
主たる介護者が就労等により、日中、不在となる者	5日/月
介護者が父又は母しかいない世帯で主たる介護者が就労しており、日中、不在となる者 ※ただし、他のサービスや学校、施設等で必要な保護を受けている時間及び介護者不在の時間を勘案し、必要最低限の日数とする。	12日/月

(2) 基本支給量に対し臨時的に追加できる支給量の上限

下記の条件に該当する場合は、基本支給量に対し臨時的に支給量を追加できます。

なお、連続して4ヶ月以上にわたる臨時的な支給量の追加は認めません。

条件	臨時的に追加できる支給量
介護者の怪我や疾病等により、一時的に介護を受けることが困難な者で、基本支給量を計画的に利用したとしても、不足が生じる場合 ※ただし、他のサービスや学校、施設等で必要な保護を受けている時間及び介護者不在の時間を勘案し、必要最低限の日数とする。	12日/月 ただし、支給決定されている支給量が、(1)の対象者ごとの上限支給量に満たない場合は、その差となる支給量を追加することができる。
長期休業期間（夏季休業、冬季休業、春季休業）については、基本支給量を計画的に利用したとしても、不足が生じる場合 ※ただし、他のサービスや学校、施設等で必要な保護を受けている時間及び介護者不在の時間を勘案し、必要最低限の日数とする。	4日/月 ただし、支給決定されている支給量が、(1)の対象者ごとの上限支給量に満たない場合は、その差となる支給量を追加することができる。